

平成 23 年 2 月 7 日

預り証のある事案の調査結果の概要

年金記録確認中央第三者委員会事務局

1. 調査対象事案の件数

平成 22 年 11 月 1 日現在において第三者委員会のサブシステムに登録されている事案のうち、次の条件のいずれにも該当する事案を抽出し、調査を実施した。

(抽出条件)

- ・ 現・過年納付、特例納付等を問わず、申立期間に対応する預り証があるもの
- ・ 申立期間が平成 9 年 1 月前のもの

※ 平成 9 年 1 月以降の期間を除外しているのは、昭和 59 年 2 月以降 60 年 3 月までの間に、順次、国民年金に係る記録管理業務がオンライン化された上、平成 9 年 1 月には基礎年金番号の導入のほか、14 年 4 月には保険料徴収事務が市町村から国に一本化されるとともに、金融機関から国に送られる納付書類の OCR 化が実施される等記録管理の強化が図られたこと、金融機関の出金記録や税務関係資料等様々な関連資料が残っている可能性が高いこと等の理由により、第三者委員会における審議においても慎重に判断されているためであり、従来の記録回復基準においても平成 9 年 1 月以降の申立期間のものはその対象から除外している。

	総数	あつせん	非あつせん
H22. 11. 1 現在のサブシステム登録済事案	53,758 件	18,007 件	35,751 件
対象事案数	48 件	39 件	9 件
現・過年度納付の申立てのもの	42 件	39 件	3 件
特例納付の申立てのもの	1 件	0 件	1 件
その他（重複納付）の申立てのもの	5 件	0 件	5 件

2. 類型別状況

申立期間の数等の類型別に調査対象事案を見ると以下のとおりであった。

*** 申立期間の状況 ***

(1) 申立期間に係る年金記録別の申立期間数の状況

	未加入 (無資格)	未納	免除	厚年等	納付済 (二重納付の申立て)
あつせん事案	11 件	30 件	1 件	0 件	0 件
非あつせん事案	2 件	2 件	0 件	1 件	4 件

(注) 1 つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、年金記録別の合計と事案数は一致しない。

(2) 申立期間別の事案件数の状況

	1つ	2つ
あっせん事案	36件	3件
当該申立期間のすべてに対応する預り証があるもの	31件	3件
非あっせん事案	9件	0件
当該申立期間のすべてに対応する預り証があるもの	5件	0件

(3) 申立期間1つ当たりの月数の状況

	～12月	13～24月	25～36月	37月～
あっせん事案	40件	1件	1件	0件
当該申立期間のすべてに対応する預り証があるもの	35件	1件	1件	0件
非あっせん事案	5件	0件	0件	4件
当該申立期間のすべてに対応する預り証があるもの	4件	0件	0件	1件

(注) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、月数別の合計と事案数は一致しない。

*** 預り証の状況 ***

(4) 預り証の記載別の状況

	金額記載の有無と 制度上の保険料額との一致		受領印と受領日の記載の有無		
			受領印あり		受領印なし
			受領日あり	受領日なし	
あっせん	金額あり	一致	16(3)件	11(1)件	2(1)件
		不一致	2件	0件	0件
	金額なし	1件	7件	0件	
非あっせん	金額あり	一致	※1 4件	※2 2(2)件	0件
		不一致	※3 1件	※4 1(1)件	0件
	金額なし	0件	※5 1(1)件	0件	

注1 ()内の件数は、申立期間の一部に対応する預り証の件数であり、この場合の金額の一致・不一致は当該預り証記載の期間に係る制度上の保険料額と預り証記載の金額とを比較したものである。

※1 いずれも重複納付の申立てである。

※2 姓のみの預り証で納付済の配偶者のものと推認され、非あっせんと判断されたもの(1件)、納付は認められたものの、申立期間に海外に出国して日本に住所を有しなくなったことが確認され、被保険者期間となり得る期間でないことから、非あっせんと判断されたもの(1件)である。

※3 預り証に記載された金額から申立期間のものではなく、納付済となっている申立期間後の期間のものとして推認され、非あっせんと判断されたものである。

※4 預り証のある期間の納付は認められたものの、申立期間は厚年期間であり、被保険者期間となり得る期間でないことから、非あっせんと判断されたものである。

※5 市町村で特例納付したという不自然な申立内容に加え、当該預り証(納付袋)が申立期間より数年後に印刷されているため、非あっせんと判断されたものである。

(5)受領日における申立期間の保険料の時効消滅該当の状況(領収日の記載のある事案 24件)

	時効消滅していないもの	時効消滅しているもの
あっせん事案	18件	※1 1件
非あっせん事案	※2 5件	0件

※1 申立人の年金期待等を総合的に斟酌して信義則によるあっせんを行ったもの。

※2 (4)の※1(4件)と(4)の※3(1件)である。

3. 想定される回復基準案とあっせん率状況

調査対象とした事案の抽出条件を回復基準案と仮定した場合のあっせん率は以下のとおりとなる。

(抽出条件)

- ・ 現・過年納付、特例納付等を問わず、申立期間に対応する預り証があること
- ・ 申立期間が平成9年1月前のものであること

◆上記要件によるあっせん率

事案件数	あっせん件数	あっせん率
48件	39件	81.3%



◆前記2の類型別状況に見られた非あっせん事案の状況を踏まえ、最大効が得られる要件を設定すると次のとおりとなる。

(要件)

- ① 年金記録において申立期間は、納付済期間、厚年等期間及び第3号期間と記録されていないこと。(非あっせん△5件「(4)の※1、※4」)
- ② 申立期間(複数ある場合はそのすべて)のすべてに対応する預り証があること。(あっせん△5件、非あっせん△3件「(4)の※2、※5」)
- ③ 預り証に金額の記載がある場合は、当該金額と申立期間の納付すべき制度上の国民年金保険料額が一致すること。(あっせん△2件、非あっせん△1件「(4)の※3」)
- ④ 預り証に受領日付が記載されている場合は、当該日において申立期間の国民年金保険料が、時効で納付できない状況となっていないこと。(あっせん△1件「(5)の※1」)
- ⑤ 申立期間が平成9年1月前のものであること。

事案件数	あっせん件数	あっせん率
31件	31件	100.0%

(参考) 上記の場合のあっせん事案の状況

〈申立期間に係る年金記録別の申立期間数の状況〉

未加入	未納	免除
9件	25件	0件

(注) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、年金記録別の合計と事案数は一致しない。

〈申立期間数別の事案件数の状況〉

1つ	2つ
28件	3件

〈申立期間1つ当たりの月数別の状況〉

～12月	13～24月	25月～
33件	1件	0件

(注) 1つの事案で複数の申立期間を有するものがあるため、月数別の合計と事案数は一致しない。

